

令和5年度

千葉県包括外部監査結果報告書
【概要版】

千葉県の社会資本のうち重要なインフラである道路、橋梁、トンネル、上水道、工業用水道に係る資産の取得等及びそれらの施設に係る各種台帳管理の整備・運用に伴う財務事務手続について

令和6年3月

千葉県包括外部監査人
公認会計士 松本 達之

目次

ページ

第1 包括外部監査の概要	1
1 監査の種類	1
2 選定した特定の事件（テーマ）	1
3 事件を選定した理由	1
4 監査の内容	2
5 監査の実施期間	8
6 監査従事者	8
7 利害関係	9
第2 包括外部監査の結果	10
I 個別案件に関する統制活動に係る監査結果（総論）	10
1 県土整備部	12
2 資産経営課	13
3 企業局	13
II 監査の総括的意見	13
III 各論としての監査結果	15
1 国道道路改築工事（笹曽根地区外道路改良工）（国）126号	15
2 社会資本整備総合交付金工事（八木拡幅道路改良工その2）（国）126号	16
3 県単舗装道路修繕工事他・印旛土木事務所	16
4 県単道路改良工事（田町事業地管理工）	17
5 県単道路改良工事（銚子BP整備工）	17
6 道路受託及び県単道路改良（一般）合併工事（（仮称）三郷流山橋取付高架橋上部工その4）（主）越谷流山線	17
7 道路メンテナンス（トンネル）工事（天神峰トンネル補修工）（主）成田小見川鹿島港線 成田市天神峰	18
8 県土整備部所管の公共事業に係る用地取得事務について	19
9 千葉市美浜区真砂4丁目2番地先配水管整備工事	21
10 千葉市美浜区高洲4丁目5番地先配水管整備工事	22
11 千葉市美浜区豊砂5番地先配水管整備工事	24
12 千葉市中央区中央港1丁目23番地先配水管整備工事	25
13 柏井浄水場・ちば野菊の里浄水場	26
14 南八幡浄水場3・4号沈殿池設備更新工事 市川市南八幡2-23-1	27
15 企業局工業用水道事業における固定資産台帳の管理方法	28
16 工事等の債務負担行為に係る伝票処理（工業用水部）	28

第1 包括外部監査の概要

1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の37第1項及び第2項及び第4項並びに千葉県外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成11年千葉県条例第1号）第2条の規定に基づく包括外部監査である。

2 選定した特定の事件（テーマ）

（1）監査対象

千葉県の社会資本のうち重要なインフラである道路、橋梁、トンネル、上水道、工業用水道に係る資産の取得等及びそれらの施設に係る各種台帳管理の整備・運用に伴う財務事務手続について

（2）監査対象期間

原則として令和4年度（必要に応じて、他年度についても監査対象とする。）

3 事件を選定した理由

令和4年度の千葉県の予算編成過程から、以下のような特徴があったと理解した。

（1）当初予算

「令和4年度当初予算では、まずは県民の命と暮らしを守ることを最優先とし、引き続き新型コロナウイルス感染症対策に万全を期すとともに、防災減災対策や交通安全対策を加速してまいります。」

「その上で、新たな千葉県総合計画案に掲げた施策を推進するため、

- ・県内経済の活性化や農林水産業の振興
- ・道路ネットワークなどの社会資本の整備促進

をはじめ、医療・福祉や子育て・教育施策の充実、環境の保全や共生社会の実現、千葉の魅力向上や文化・スポーツの振興など、幅広い分野にわたり、豊かな県民生活の実現に向けた事業を計上しています。」

として、各種支援金を充実させるとともに、既存の県有財産である社会資本の整備促進を図るものとなっている。

（2）6月補正予算

「ウクライナ情勢や原油価格・物価高騰などにより、県内経済に影響が生じていることから、国の緊急対策を踏まえ、経済的に厳しい環境に置かれた世帯や価格高騰に直面する中小企業等への支援を速やかに実施する必要があります。」

として、各種支援金の給付を拡充している。

（3）9月補正予算・一般会計補正予算（第3号）・12月補正予算・一般会計補正予算（第5号）・一般会計補正予算（第6号）

引き続き新型コロナウイルス感染症新規患者数の増加、物価高騰などへの各種支援金給付の拡充を進めている。

また、社会資本の整備促進について年度をまたいだ調整を行うことを示している。

(4) 2月補正予算

各種支援金給付の拡充と併せて、社会資本の整備促進のための財政的手当てを図っている。

(5) 令和5年度当初予算要求通知のポイント

「令和5年度の本県財政については、歳入面では、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響のほか、エネルギーや食品、資材などの物価高騰等の影響を受け、個人消費の落ち込みや企業収益の悪化等により県税収入の減少が懸念されるなど、極めて不透明な状況となっています。

一方、歳出面では、人件費については、段階的な定年引上げにより退職者が減少するため、一時的に減少するものの、令和6年度には退職手当が反動で増加することに備え、財源を確保しておく必要があります。また、社会保障費や公債費は引き続き増加することから、義務的経費全体では増加する見込みであり、現時点では、大変厳しい財政運営が見込まれます。

さらに、令和6年度以降も、社会保障費などの義務的経費は継続して増加が見込まれることに加え、本格化する県有施設の長寿命化にも適切に対応していく必要があることなどから、将来負担を見据え、持続可能な財政構造の確立に取り組んでいかなければなりません。」

としており、引き続き、各種支援金給付の拡充と社会資本の整備促進が必要との考えを示している。

以上から、千葉県の事務手続において各種支援金給付及び社会資本の整備促進は重要な施策であることが明らかであり、各種支援金給付の事務手続においては、厳格な支給基準の適用が求められ、社会資本の整備促進については、県有財産の現状を的確に把握し、適切な優先順位決定、工事の発注、監督を適切に進めていくことが求められていると考えられる。

とくに後者においては、複数の所属部局間での連携が必要であり、財政負担も大きいものであることから、その事務手続が規定に従って適切に実施されていることを監査することは重要な意義があると判断した。

4 監査の内容

(1) 監査の実施目的

平成11年4月から施行された外部監査制度の目的は、地方公共団体の監査機能の強化にあり、監査に係る専門性及び独立性を担保することにより監査に対する県民の信頼を高めることにあると認識している。特に、包括外部監査の制度趣旨は地方公共団体の様々な監査機能のうち、特に財務監査の機能強化を中心とするものであり、その目的は、監査テーマに選定した特定の事務の執行等が法令及び条例等に従って合規性の面で問題がないかどうかを検証すること、併せて、経済性及び効率性等の面で意見を述べる必要はないかどうかを検討し、監査結果報告書に取りまとめることにある。

したがって、地方公共団体が作成する決算書の正確性を全体として保証するものではないが、包括外部監査人が選定した監査テーマに関して、合規性の観点での限

定的な保証を中心とし、併せて事務事業の改善等に資する経済性及び効率性等の観点での意見を述べることで、地方公共団体の財務事務の改善を促し、事務事業の見直しの際の指針等に活用されるべき効果を有するものとする。

(2) 監査基準

一般に公正妥当と認められる公監査の基準

(3) 監査における問題意識

道路、橋梁、トンネルというインフラは、適切なメンテナンスがなされていないければ交通事故につながり、人命にも係るリスクを抱えている。

また、経済活動の変化により、交通量の変動もあり、適宜、計画の見直しを行わなければ、交通渋滞により経済的損失にもつながる。

県の道路、橋梁、トンネルの新設の方針は、渋滞状況や国、市町村の道路整備計画とも連携し、優先順位を決定し、整備を行っている。メンテナンスは定期的な点検により大規模な修繕計画を、日常的なパトロールやユーザーからの通報により、迅速な修繕を実施しているところである。

上水道及び工業用水道は、導水管や配水管といった管路、浄水場などの施設の老朽化が進んでおり、中・長期計画を立て、計画的に更新、耐震化を進めている。

令和5年11月22日付日本経済新聞朝刊に、「蛇口から水」いつまで給水車・雨水が頼り？老朽水道管が6割に人口減で料金に差」との見出しで、「蛇口をひねれば、いつでも水が出る。そんな日常が続かなくなるかもしれない。今のまま2050年になると、約6割の水道管が法定耐用年数を超す。使えなくなる恐れがある一方、維持管理する職員は減る。人口減と老朽化のはざま、生活に欠かせないインフラを見つめ直すときが来る。」との記事が掲載されたが、千葉県の上水道事業や工業用水道事業に係る施設についても老朽化への対応、耐震化は喫緊の課題として認識されているところである。

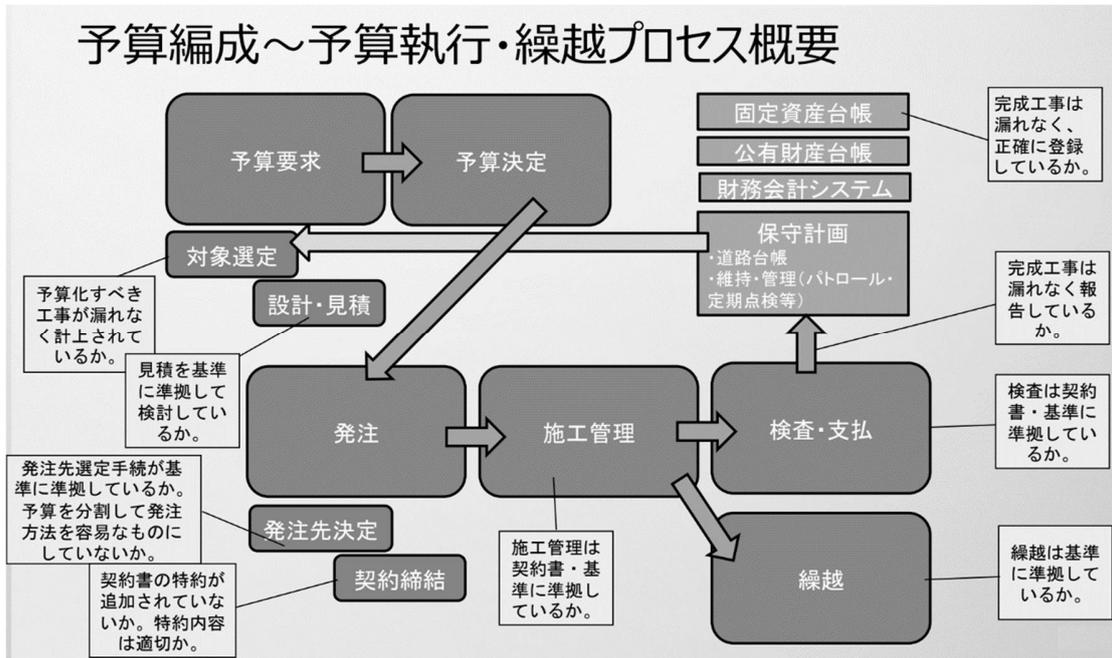
以上のような状況を勘案し、社会資本の整備促進については、県有財産の現状を的確に把握し、適切な優先順位決定、工事の発注、監督を適切に進めていくことが求められる。また、複数の所属部局間での連携が必要であり、財政負担も大きいものであることから、その事務手続が規定に従って適切に実施されているかは重要な観点である。

このような観点から、千葉県のインフラである道路、橋梁、トンネル、上水道、工業用水道が適時、計画的に新設、メンテナンスができているか、効率的な運用状況にあるのか、各種リスクに適切に対応できる体制が構築できているか、を監査することが求められていると判断した。

(4) 監査の視点

千葉県のインフラである道路、橋梁、トンネル、上水道、工業用水道が適時、計画的に新設、メンテナンスができているか、効率的な運用状況にあるのか、各種リスクに適切に対応できる体制が構築できているか、を意識しつつ、各種規則、基準、マニュアルなどにしたがった事務処理が実施されているかを検証した。

事務処理プロセスと監査の視点を図示すると次のようになる。



(5) 主な監査手続の概要

当初年度予算書、一般競争入札関係資料、建設工事請負契約書、仕様書（標準仕様書・土木工事共通仕様書・水道工事標準仕様書・工業用水部設備工事一般仕様書・特記仕様書）、工事出来形報告書、精算書、工事検査調書、工事検査実施通知書、振替回議書、固定資産台帳及び関係する付属資料等の業務関連書類一式を入手し、閲覧、突合、分析、視察、観察及び質問等の必要と考えられる監査手続を実施することにより、当該事務手続の法規性と効果的、効率的な実施状況になっているかを検証した。

(6) 指摘事項及び意見

指摘事項及び意見は、「第3 包括外部監査の結果 III 各論としての監査結果」の関連する事実の後に、「指摘」又は「意見」として記載している。

指摘事項とは、主に法規性に関する事項（法令、条例、規則、規定又は要綱等に抵触する事項）、又は経済性、効率性及び有効性に関する事項のうち著しく重要性が高いと判断する事項であり、県において措置が必要であると認められるものである。

また、意見とは、指摘事項には該当しないが、経済性、効率性及び有効性の観点から事務の執行の合理化のために改善を要望する事項であり、県がこの意見を受けて何らかの対応を図ることを強く期待するものである。

県は指摘及び意見について、監査結果を参考に、措置を講じその状況を公表している。

(7) 監査対象

県の組織のうち、社会基盤たる道路、橋梁、トンネル、上水道（管路、浄水場）、工業用水道を管轄する所属課及び固定資産台帳を管轄する所属課を以下のとおり監査対象所属として選定した。

- ・総務部資産経営課
- ・県土整備部県土整備政策課
- ・ " 用地課
- ・ " 道路計画課
- ・ " 道路整備課
- ・ " 道路環境課
- ・企業局管理部総務企画課
- ・ " 財務課
- ・ " 経理課
- ・企業局水道部（全課）
- ・企業局工業用水部（全課）

※上記を主管課とする出先機関を含む。

監査対象工事の選定は、インフラごとに、新規か既存施設保守か、年度内完了か繰越か、のすべてのパターンを網羅するようにした。

なお、ここでいう繰越は、法上の「予算の繰越」を示すものではなく、工事の開始から完了までの期間が令和4年度末を越えていることを指している。

事務処理パターン

社会資本	予算種別	年度内完了・繰越	概算件数	社会資本	予算種別	年度内完了・繰越	概算件数
道路	新規	完了	147	上水道 (管路・浄水場)	新規	完了	46
		繰越	294			繰越	41
	保守・維持	完了	574		保守・維持	完了	385
		繰越	182			繰越	171
橋梁	新規	完了	21	工業用水	新規	完了	0
		繰越	15			繰越	0
	保守・維持	完了	93		保守・維持	完了	96
		繰越	44			繰越	14
	廃棄(架け替え)	実績あれば	3				
トンネル	新規	完了	3				
		繰越	1				
	保守・維持	完了	17				
		繰越	7				

具体的には、各インフラごとに令和4年度中に完成しないしは繰越となった工事の一覧のうち、金額の上位50位程度からサンプルを抽出し、これ以外からも例外的な処理をしている可能性が高いと思われる工事をサンプルとして抽出した。

また、道路工事に伴う用地の取得については、令和4年度に工事中の路線に係る用地の取得のうち、比較的令和4年度に時期に近いものをサンプルとして抽出した。

ただし、台風第13号からの暖かく湿った空気や局地的に発生した前線の影響により、千葉県では9月8日昼前に線状降水帯が発生し、昼過ぎにかけて猛烈な雨が降

り、大きな災害となった。これにより、県南部地域管轄の土木事務所（山武、長生、夷隅、安房、君津、市原）は復旧業務に対応しており、サンプル抽出対象からは除外した。

最終的に監査対象として選定した事業案件は以下のとおりである。

	種別	新規・ 保守区分	完了・ 繰越区分	工事名	契約方法	契約額 (千円)	所属
1	道路	新規	完了	国道道路改築工事（笹曾根地区外道路改良工） (国)126号	一般競争 (総合評価)	403,354	海匠土木事務所
2	道路	新規	繰越	社会資本整備総合交付金 工事（八木拡幅道路改良 工その2）(国)126号	一般競争入札 (総合評価)	146,774	銚子土木事務所
3	道路	保守	完了	県単災害防止 北総線と隣接する県管理道路の災害復旧工事に関する施行協定	2号随意契約	217,431	印旛土木事務所
4	道路	保守	繰越	県単舗装道路修繕工事 (八街に道路打換え工) (主)八日市場八街線 八街市八街に	指名競争入札	36,467	印旛土木事務所
5	道路	新規	完了	県単道路改良工事（田町事業地管理工）	1号随意契約	2,475	印旛土木事務所
6	道路	新規	完了	県単舗装道路修繕及び県単道路維持合併工事 (点々修繕その5)	指名競争入札	48,287	印旛土木事務所
7	道路	新規	完了	県単舗装道路修繕及び県単道路維持合併工事 (点々修繕その7)	指名競争入札	42,281	印旛土木事務所
8	道路	新規	完了	県単道路改良工事（銚子BP整備工）	1号随意契約	2,491	銚子土木事務所
9	道路	新規	完了	県単道路改良工事（馬場・改良工）	6号随意契約	1,584	北千葉道路建設事務所
10	橋梁	新規	完了	国道道路改築工事（仮称土屋橋本線上部工） (国)464号	一般競争入札 (総合評価)	341,025	北千葉道路建設事務所
11	橋梁	新規	繰越	道路受託及び県単道路改良（一般）合併工事 (仮称)三郷流山橋取付高架橋上部工その4) (主)越谷流山線	一般競争入札 (総合評価)	423,070	東葛飾土木事務所
12	橋梁	保守	完了	県単橋梁修繕工事（国） 14号 市川市市川3丁目	一般競争入札 (総合評価)	111,235	葛南土木事務所
13	橋梁	保守	繰越	県単橋梁修繕工事（我孫子橋補修工）（主）船橋我孫子線 我孫子市泉外	指名競争入札	26,730	柏土木事務所
14	橋梁	付け替え	完了	県単橋梁架換工事（豊橋旧橋撤去工事）	指名競争入札	37,096	香取土木事務所
15	橋梁	点検	完了	道路メンテナンス（点検）委託（主）市川浦安線 市川市稲荷木2丁目外	指名競争入札	21,340	葛南土木事務所

	種別	新規・ 保守区分	完了・ 繰越区分	工事名	契約方法	契約額 (千円)	所属
16	トンネル	新規	完了	国道道路改築工事（馬場・函渠工）（国）464号	一般競争入札 （総合評価）	124,478	北千葉道路建設事務所
17	トンネル	新規	繰越	国道道路改築工事（久米・横断函渠工）	一般競争入札 （総合評価）	288,024	北千葉道路建設事務所
18	トンネル	保守	完了	道路メンテナンス（トンネル）工事（天神峰トンネル補修工）（主）成田小見川鹿島港線成田市天神峰	一般競争入札 （総合評価）	73,312	成田土木事務所
19	トンネル	保守	繰越	道路メンテナンス（トンネル）工事（天神峰トンネル補修工）（主）成田小見川鹿島港線成田市天神峰	一般競争入札 （総合評価）	104,335	成田土木事務所
20	トンネル	新規	完了	県単道路改良工事（清滝TN附帯工）	6号随意契約	149,565	海匠土木事務所
21	用地取得	(※1)	完了 ^(※2)	国道道路改築事業 一般国道126号 山武東総道路（銚子連絡道）二期	2号随意契約	1,549,776 (※3)	海匠土木事務所
22	用地取得	(※1)	繰越 ^(※2)	社会資本整備総合交付金事業 一般国道126号 八木拡幅 第1工区	2号随意契約	665,816 (※3)	銚子土木事務所
23	用地取得	(※1)	繰越 ^(※2)	公共街路事業・社会資本整備総合交付金事業（街路整備）野田都市計画道路3・4・20号今上木野崎線外2線	2号随意契約	2,547,119 (※3)	東葛飾土木事務所
24	用地取得	(※1)	繰越 ^(※2)	社会資本整備総合交付金事業（交付金街路）工事 野田都市計画道路3・4・10号清水上花輪線	2号随意契約	1,295,427 (※3)	東葛飾土木事務所
25	用地取得	(※1)	繰越 ^(※2)	社会資本整備総合交付金事業 主要地方道成田小見川鹿島港線	2号随意契約	2,918,874 (※3)	成田土木事務所
26	上水道 （管路）	保守	繰越	千葉市美浜区真砂4丁目2番地先配水管整備工事	一般競争入札 （総合評価） 債務負担工事	352,866	千葉水道事務所
27	上水道 （管路）	保守	完了	千葉市美浜区高洲4丁目5番地先配水管整備工事	一般競争入札 （総合評価）	106,700	千葉水道事務所
28	上水道 （管路）	保守	完了	千葉市美浜区豊砂5番地先配水管整備工事	一般競争入札 （総合評価）	135,786	千葉水道事務所
29	上水道 （管路）	保守	繰越	千葉市中央区中央港1丁目23番地先配水管整備工事	一般競争入札 （総合評価） 債務負担工事	86,020	千葉水道事務所
30	上水道 （浄水場）	保守	完了	柏井浄水場西側汚水池設備更新工事（R1～R3年工事）	一般競争入札 （総合評価） 債務負担工事	677,465	施設整備センター
31	上水道 （浄水場）	保守	完了	柏井浄水場西側薬品注入設備更新工事（R1～R3年工事）	一般競争入札 （総合評価） 債務負担工事	1,571,680	施設整備センター

	種別	新規・保守区分	完了・繰越区分	工事名	契約方法	契約額(千円)	所属
32	上水道(浄水場)	新規	完了	ちば野菊の里浄水場(第2期)急速ろ過池機械設備工事	一般競争入札(総合評価)債務負担工事	3,443,000	施設整備センター
33	上水道(浄水場)	新規	完了	ちば野菊の里浄水場(第2期)活性炭吸着池機械設備工事	一般競争入札(総合評価)債務負担工事	2,553,980	施設整備センター
34	上水道(浄水場)	新規	繰越	柏井浄水場東側施設二次ろ過棟建築工事	一般競争(総合評価)債務負担工事	3,403,400	施設整備センター
35	上水道(浄水場)	新規	繰越	ちば野菊の里浄水場(第2期)場内連絡管布設工事(その6)	一般競争(総合評価)債務負担工事	915,076	施設整備センター
36	上水道(浄水場)	新規	繰越	柏井浄水場東側二次ろ過施設機械設備工事	一般競争(総合評価)債務負担工事	6,160,000	施設整備センター
37	上水道(浄水場)	新規	繰越	柏井浄水場東側二次ろ過施設電気設備工事	一般競争(総合評価)債務負担工事	1,210,000	施設整備センター
38	工業用水道	保守	完了	南八幡浄水場3・4号沈殿池設備更新工事 市川市南八幡2-23-1	一般競争入札(総合評価)債務負担工事	1,430,000	葛南工業用水道事務所
39	工業用水道	保守	完了	南八幡浄水場排水処理棟電気設備更新工事 市川市南八幡2-23-1	一般競争入札(総合評価)債務負担工事	134,081	施設設備課
40	工業用水道	保守	完了	南八幡浄水場配水ポンプ更新工事(その2) 市川市南八幡2-23-1	指名競争入札	46,750	葛南工業用水道事務所
41	工業用水道	保守	完了	東葛・葛南地区浸水対策工事(南八幡浄水場他) 市川市南八幡2-23-1 外	指名競争入札	33,500	葛南工業用水道事務所
43	工業用水道	保守	繰越	導水管布設工事(南八幡工区) 市川市南八幡地先	一般競争入札(総合評価)債務負担工事	732,988	葛南工業用水道事務所

(※1) 21～25の種別「用地取得」は、公共事業のための用地取得の性質を有しており、他の公共事業の工事とは性格が異なるため、「新規・保守区分」の区分には適さない。

(※2) 21～25の種別「用地取得」の「完了・繰越区分」の欄には、令和5年3月期までに当該工事の用地取得が完了している場合は「完了」、完了していない場合は「繰越」としている。

(※3) 21～25の種別「用地取得」の「契約額」の欄には、当該工事の用地取得を開始して令和5年3月末までの用地取得のための用地費と補償費の実績値を記載している。

5 監査の実施期間

令和5年8月31日から令和6年3月31日まで

6 監査従事者

包括外部監査人

公認会計士 松本 達之

包括外部監査人補助者

公認会計士 松原 創

公認会計士 柳原 翼

弁護士 豊田 泰士

公認会計士 金 福実

公認会計士 田 炯収
公認会計士 田村 奈央子
公認会計士 川崎 淳

7 利害関係

包括外部監査の対象としての特定の事件につき、県と包括外部監査人及び補助者との間には法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 包括外部監査の結果

I 個別案件に関する統制活動に係る監査結果（総論）

令和5年度包括外部監査における監査結果は以下のとおりである。

なお、抽出したサンプルのうち、発見事項がなかったものについては省略している。

監査結果	サンプル番号	種別	工事名	所属	結果	タイトル
1	1	道路	国道道路改築工事（笹曽根地区外道路改良工）(国)126号	海匠土木事務所	意見3	①下請負人の社会保険の加入について（意見） ②工期の設定方法について（意見） ③不備のある請求書を受領した際の事務について（意見）
2	2	道路	社会資本整備総合交付金工事（八木拡幅道路改良工その2）(国)126号	銚子土木事務所	意見1	①下請負人の社会保険の加入について（意見）
3	—	道路	県単舗装道路修繕工事他	印旛土木事務所	指摘1	①契約変更の時期について（指摘）
3-ア	4	道路	県単舗装道路修繕工事（八街に道路打換え工）（主）八日市場八街線八街市八街に	印旛土木事務所		
3-イ	6	道路	県単舗装道路修繕及び県単道路維持合併工事（点々修繕その5）	印旛土木事務所		
3-ウ	7	道路	県単舗装道路修繕及び県単道路維持合併工事（点々修繕その7）	印旛土木事務所		
4	5	道路	県単道路改良工事（田町事業地管理工）	印旛土木事務所	意見1	①施工計画書の誤記について（意見）
5	8	道路	県単道路改良工事（銚子BP整備工）	銚子土木事務所	意見1	①当初設計の合理性に対する疑義について（意見）
6	11	橋梁	道路受託及び県単道路改良（一般）合併工事（（仮称）三郷流山橋取付高架橋上部工その4）（主）越谷流山線	東葛飾土木事務所	意見1	①期跨ぎの工期変更契約の締結について（意見）
7	18	トンネル	道路メンテナンス（トンネル）工事（天神峰トンネル補修工）（主）成田小見川鹿島港線 成田市天神峰	成田土木事務所	指摘1 意見1	①設計変更契約について（指摘） ②トンネル台帳記載事項更新について（意見）
8	—	用地取得	県土整備部所管の公共事業に係る用地事務について	県土整備部用地課	指摘2 意見4	①土地の収用手続における、検討会や推進会議の開催について（指摘） ②収用手続の活用案件の要件である「重点施策」の事業課の判断基準のガイドラインについて（意見） ③「候補案件」の選択の判断基準、審査資料、推進会議の審査について（意見） ④「推進要綱」等に従った用地取得の進捗状況等の公表について（指摘） ⑤公表対象事業の要件である「重点施策」の事業課の判断基準について（意見） ⑥土地売買契約書の作成時における収入印紙の負担関係について（意見）
8-ア	21	用地取得	国道道路改築事業 一般国道126号 山武東総道路（銚子連絡道）二期	海匠土木事務所		
8-イ	22	用地取得	社会資本整備総合交付金事業 一般国道126号 八木拡幅 第1工区	銚子土木事務所		
8-ウ	23	用地取得	公共街路事業・社会資本整備総合交付金事業（街路整備）野田都市計画道路 3・4・20号今上木野崎線外2線	東葛飾土木事務所		

監査結果	サンプル番号	種別	工事名	所属	結果	タイトル
8-エ	24	用地取得	社会資本整備総合交付金事業(交付金街路)工事 野田都市計画道路 3・4・10号清水上花輪線	東葛飾土木事務所		
8-オ	25	用地取得	社会資本整備総合交付金事業 主要地方道成田小見川鹿島港線	成田土木事務所		
9	26	上水道(管路)	千葉県美浜区真砂4丁目2番地先配水管整備工事	千葉水道事務所	意見3	①再委託先に対する反社会的勢力への該当の有無の検討について(意見) ②未完成工事報告書の後関処理について(意見) ③請負工事設計変更施行伺の後関処理について(意見)
10	27	上水道(管路)	千葉県美浜区高洲4丁目5番地先配水管整備工事	千葉水道事務所	指摘1 意見5	①未完成工事報告書の後関処理について(意見) ②再委託先に対する反社会的勢力への該当の有無の検討について(意見) ③工事完成報告書における押印漏れについて(意見) ④契約書に添付する設計書の日付について(意見) ⑤設計業務委託金額の按分について(指摘:1件、意見:1件)
11	28	上水道(管路)	千葉県美浜区豊砂5番地先配水管整備工事	千葉水道事務所	指摘1 意見3	①再委託先に対する反社会的勢力への該当の有無の検討について(意見) ②設計業務委託金額の按分について(指摘:1件、意見:1件) ③設計業務の工事延期伺の後関処理について(意見)
12	29	上水道(管路)	千葉県中央区中央港1丁目23番地先配水管整備工事	千葉水道事務所	指摘1 意見2	①再委託先に対する反社会的勢力への該当の有無の検討について(意見) ②設計業務委託金額の按分について(指摘:1件、意見:1件)
13	—	上水道(浄水場)	柏井浄水場・ちば野菊の里浄水場	施設整備センター	意見2	①一者応札の工事について(意見) ②固定資産の計上単位について(意見)
13-ア	30	上水道(浄水場)	柏井浄水場西側汚水池設備更新工事(R1~R3年工事)	施設整備センター		
13-イ	31	上水道(浄水場)	柏井浄水場西側薬品注入設備更新工事(R1~R3年工事)	施設整備センター		
13-ウ	34	上水道(浄水場)	柏井浄水場東側施設二次ろ過棟建築工事	施設整備センター		
13-エ	36	上水道(浄水場)	柏井浄水場東側二次ろ過施設機械設備工事	施設整備センター		
13-オ	37	上水道(浄水場)	柏井浄水場東側二次ろ過施設電気設備工事	施設整備センター		
13-カ	32	上水道(浄水場)	ちば野菊の里浄水場(第2期)急速ろ過池機械設備工事	施設整備センター		

監査結果	サンプル番号	種別	工事名	所属	結果	タイトル
13-キ	33	上水道(浄水場)	ちば野菊の里浄水場(第2期)活性炭吸着池機械設備工事	施設整備センター		
13-ク	35	上水道(浄水場)	ちば野菊の里浄水場(第2期)場内連絡管布設工事(その6)	施設整備センター		
14	37	工業用水道	南八幡浄水場3・4号沈殿池設備更新工事 市川市南八幡2-23-1	葛南工業用水道事務所	指摘1 意見1	①建設廃棄物処理業者について(指摘) ②一者応札の工事について(意見)
15	—	固定資産台帳	企業局工業用水道事業における固定資産台帳の管理方法	管理部経理課	意見1	①固定資産台帳へのデータ入力について(意見)
16	—	伝票処理	工事等の債務負担行為に係る伝票処理(工業用水部)	管理部経理課	指摘1	①工事等の債務負担行為に係る伝票処理について(指摘)

各論としての監査結果にて明らかにした指摘事項及び意見の概要は次のようになる。

1 県土整備部

(1) 道路

受注者は社会保険の加入をしていない業者を下請負人にしてはならない、としているが県は確認していない。(意見)

工期末が年度末に近い工事を翌期に繰り越すには、県議会の承認を得られる年度末に一旦延長しなければならないのは非効率である。(意見)

記載事項に不備のある請求書の再発行を要求していない。(意見)

設計変更額 20 パーセントガイドラインが遵守されていない。(指摘)

施工計画書に一次下請業者と異なる業者が記載されている。(意見)

随意契約の限度額 250 万円に近い金額の随意契約の工数見積り根拠を明らかにする必要がある。(意見)

(2) 橋梁

工期末が年度末に近い工事を翌期に繰り越すには、県議会の承認を得られる年度末に一旦延長しなければならないのは非効率である。(意見)

(3) トンネル

設計変更額 20 パーセントガイドラインが遵守されていない。(指摘)

トンネル台帳の更新漏れ。(意見)

(4) 用地取得

土地の収用手続における、検討会や推進会議を適切に開催していない。(指摘)

収用手続の活用案件の要件である「重点施策」の事業課の判断基準には明確なガイドラインがない。(意見)

「候補案件」について、その選定の判断基準を始めとする審査資料を作成せず、推進会議で審査していない。(意見)

「土地収用制度活用推進要綱」等に従った用地取得の進捗状況等の公表がない。(指摘)

公表対象の要件である「重点施策」の事業課の判断基準には明確なガイドライン

がない。(意見)

土地売買契約書の作成時に収入印紙の負担関係について承認を得ていない。(意見)

2 資産経営課

なし

3 企業局

(1) 上水道事業

下請業者が反社会的勢力でないことを県所管課が確認していない。(意見)

未完成工事報告書(ほかにも請負工事設計変更施工何)においては、後関となっているものが、決裁後、担当者に回付されていない。また、書類保管をする際に、形式的な不備も含め書類に不備が無いかを確認していない。(意見)

回付した際の設計書及び契約書に添付している設計書が相違している。(意見)

複数工事に係る設計委託の場合の設計額を按分していない。(指摘)

複数工事に係る設計委託に要した費用を配賦する方法を統一していない。(意見)
一者応札の工事について公正な競争環境にあるのか十分な検討をしていない。

(意見)

固定資産の計上単位を集約ないし適宜分割されているが、案件によって基準にばらつきが生じている。(意見)

(2) 工業用水道事業

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条に基づく書面(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)の場合)」における施設の名称と「建設副産物に関する特記仕様書」における処分先が異なる。最終的に記載のない会社が処分先となっている。(指摘)

一者応札の工事について公正な競争環境にあるのか十分な検討をしていない。

(意見)

(3) 固定資産台帳等

固定資産台帳データ登録とチェックが分離していない。(意見)

完成前の年度における未払金に対応する建設仮勘定計上額は仮払消費税等の金額だけ過大に計上されている。(指摘)

II 監査の総括的意見

(1) 監査において確認されたリスクについて

令和5年度に選定した特定の事件は、道路、橋梁、トンネル、上水道、工業用水道の整備、維持管理に係る財務事務であり、これらの社会インフラについては、常に適切な状態で、計画的に管理されることが必要とされる。そのため、各事務手続は計画に基づいて、毎年繰り返して行われるものであり、準拠すべき基準やガイドラインが整備されている。

しかしながら、監査結果における指摘事項及び意見を総括して見ると、事務の煩雑さの軽減の観点から設けられた例外的な緩和策について、本来適用できない案件にまで適用してしまうなど、基準やガイドライン等の本来の目的や原則的なルール

を十分に確認しないまま、前例踏襲的に適用しているという状況が散見された。これは、基準やガイドライン等の本来の目的を軽んずる対応である。

(2) リスクへの対応方針（改善を希望する方針）について

行政機関における事務処理の手続は、年々多様化、複雑化していることから、社会インフラ管理を効率的に行うという観点からすると、簡略化できる手続は簡略化し、事務の煩雑さを軽減するという取組自体は有効であると考えるが、その際には、事務手続として規定している基準やガイドライン等の本来の目的や趣旨を再度確認した上で、効率的かつ適切な社会インフラ管理を行っていくことが求められる。

また、契約変更の時期の遅れや、査閲漏れのような不適切な事務処理を防止するという観点でも、基準やガイドライン等を運用時における留意事項として周知することが求められる。

(3) 問題の根本原因と改善方向について

指摘事項や意見の根本原因としては、基準やガイドライン等の本来の目的や趣旨を十分に確認することなく、前例踏襲的に事務処理を行ってきたことによる職員の「慣れ」によるものが大きいと考える。

したがって、改善方向としては、事務手続を「慣れ」によって行うのではなく、(2)で述べたように、事務手続においては、必要な統制活動を行い、適切な事務手続となっているか、例外的な緩和策を適用できる事案にあたるか等を確認することが求められる。また、制度はあるものの形骸化しているような形式的かつ不必要な統制活動が存在することで、事務の煩雑さが増してしまい、事務負担の煩雑さを回避しようとするために安易に例外的な処理に走るという心理に繋がるおそれがあることから、各職員が、今一度基準やガイドラインの本来の目的や趣旨、原則的な対応に立ち返り、事務処理を行っていくことが求められる。加えて、基準やガイドライン等についても、経年により社会情勢や業務の実態との間に乖離が生じてくることも考えられるため、社会情勢等に合致しているか、検討することも有益と考える。

例えば、消費税は、地方自治法制定時にはなかった税目であり、その処理に関する事務手続は施行前に検討され、統制活動に修正を加えてきているはずである。同様の見直しは、社会の変化に応じて求められるものと考えられる。

Ⅲ 各論としての監査結果

1 国道道路改築工事（笹曾根地区外道路改良工）（国）126号

① 下請負人の社会保険の加入について（意見）

千葉県が発注する土木工事に係る標準的な建設工事請負契約書においては、その第8条の2において、受注者は健康保険法（第48条）、厚生年金保険法（第27条）及び雇用保険法（第7条）に規定する届出をしていない建設業者を下請負人としてはならない旨が規定されている。この点に関して、土木事務所等では、元請業者である受注者から下請業者選定通知書の提出を受け、添付資料として建設工事下請業契約書を添付させている。

また、受注者と下請業者との間では、「千葉県建設工事適正化指導要綱」において、下請業者との契約に当たって「法定福利費」を内訳明示された見積書の提出を見積条件に明示するよう義務付けている。

しかし、本工事において、海匠土木事務所では、元請業者から提出された下請業者との間の注文書や下請業者からの見積書等に法定福利費が「うち書き」で記載されているかどうかについて確認すること等によって、下請業者の法定福利費が必要経費として適切に確保されているかどうかを確認することを行っていない。元請業者が義務を履行しているかどうかを発注者が何ら確認しないというのは適当ではない。

【結果（意見）：海匠土木事務所】

元請業者に対して、下請業者との間の注文書や下請業者からの見積書等を提出させ、これらの書類に法定福利費が「うち書き」で記載されているかどうかを確認するよう要望する。

② 工期の設定方法について（意見）

県土整備部では、年度末において、事故繰越案件を取りまとめて、一括して事故繰越申請書を提出し、知事の承認を受けている。そのため、工期末が年度末に近い案件について、やむを得ない事情によって次年度への繰越の必要が生じた場合には、年度末までの期間がわずかであったとしても、一旦、年度末を工期末とする変更契約を締結せざるを得ない状況になっており、契約事務の非効率が生じている。

【結果（意見）：海匠土木事務所】

適正に見積もった工期の工期末が年度末から比較的近い期日であった場合には、やむを得ない事情による遅延のリスクを勘案し、余裕を持って、契約上の工期末を3月下旬の2月定例県議会の閉会後に変更契約を締結可能な日付に設定することを検討するよう要望する。

③ 不備のある請求書を受領した際の事務について（意見）

本工事の最終の請求書に日付の記載がないことが判明した。海匠土木事務所は、受領した時点において、日付の記載がないことを認識していたが、提出のあった請求書に請求年月日の記載がなかったとしても、それが債務者として本来履行すべき内容を具備しているものであれば、これを有効な請求書として取り扱わざるを得ないものと理解していたため、再発行を要求していなかった。

しかし、請求年月日の記載が一般的な必要的記載事項であるという認識があるのであれば、請求年月日の記載がない請求書を受領した時の対応として、まずは、発

行者に対して再発行を要求するべきである。

なお、令和5年10月1日から開始された適格請求書等保存方式においては、適格請求書発行事業者が発行する適格請求書の記載事項が法定化されている（消費税法第57条の4第1項）ことから、今後は、記載事項に不備のある請求書を受領した場合には、速やかに、発行者に対して再発行を要求するという事務を徹底すべきであると考えられる。

【結果（意見）：海匠土木事務所】

今後は、記載事項に不備のある請求書を受領した場合には、速やかに、発行者に対して再発行を要求するという事務を徹底するよう要望する。

2 社会資本整備総合交付金工事（八木拡幅道路改良工その2）（国）126号

① 下請負人の社会保険の加入について（意見）

千葉県が発注する土木工事に係る標準的な建設工事請負契約書においては、その第8条の2において、受注者は健康保険法（第48条）、厚生年金保険法（第27条）及び雇用保険法（第7条）に規定する届出をしていない建設業者を下請負人としてはならない旨が規定されている。この点に関して、土木事務所等では、元請業者である受注者から下請業者選定通知書の提出を受け、添付資料として建設工事下請業契約書を添付させている。

また、受注者と下請業者との間では、「千葉県建設工事適正化指導要綱」において、下請業者との契約に当たって「法定福利費」を内訳明示された見積書の提出を見積条件に明示するよう義務付けている。

本工事の下請業者選定に係る関係書類を閲覧したところ、法定福利費が内訳明示された見積書が綴じられていたものの、ほとんどの見積書は金額がマスキングされており金額を確認することができなかった。

【結果（意見）：銚子土木事務所】

元請業者に対して、下請業者との間の注文書や下請業者からの見積書等（金額をマスキングしていないもの）を提出させ、これらの書類に法定福利費が「うち書き」で記載されているかどうかを確認するよう要望する。

3 県単舗装道路修繕工事他・印旛土木事務所

① 契約変更の時期について（指摘）

千葉県では、『土木工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）設計変更手続の明確化 令和3年1月 千葉県県土整備部』（本項において、以下「ガイドライン」という。）において、軽微な設計変更の場合には、工期末にまとめて契約変更を行うことができる旨を規定している。ただし、設計変更に伴う請負額の変更が当初請負金額の20パーセントを超えるような特に重要な変更等が伴う場合については、原則に立ち返って「速やかに契約変更を行う」ことが必要である。

しかしながら、

ア 県単舗装道路修繕工事（八街に道路打換え工）（主）八日市場八街線 八街市八街に

イ 県単舗装道路修繕及び県単道路維持合併工事（点々修繕その5）

ウ 県単舗装道路修繕及び県単道路維持合併工事（点々修繕その7）

については、変更後の請負額が当初請負額の20パーセントを超えることとなったにもかかわらず、相当の期間、契約変更しなかった。

【結果（指摘）：印旛土木事務所】

設計変更の結果、請負金額が当初の請負金額の20パーセントを超えて増減することが判明した場合には、ガイドラインの規定にしたがって「速やかに」請負金額の変更契約を締結されたい。

4 県単道路改良工事（田町事業地管理工）

① 施工計画書の誤記について（意見）

本工事については東豊土木工業株式会社が受注者であり、工事全般にわたる一次下請業者としてKK社が選定されている。しかし、施工計画書の「安全管理」の項目に記載されている「現場安全管理組織表」には一次下請であるKK社の記載はなく、全く別の会社である「STK社」の名称が記載されていた。なお、STK社は本工事において使用する資材をKK社に提供しているものの、工事自体に関与することはない。

【結果（意見）：印旛土木事務所】

施工計画書の確認にあたっては、実効性のあるチェックが行えるような仕組みの構築に向けた検討を行うよう要望する。

5 県単道路改良工事（銚子BP整備工）

① 当初設計の合理性に対する疑義について（意見）

千葉県財務規則によると、工事請負契約については、予定価格が250万円未満であれば、競争入札を実施することなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に規定する随意契約（以下、「1号随契」という。）によることができる。

本工事については、1号随契によって契約事務が行われているものの、予定価格は2,497,000円であり、250万円に非常に近似しているため、実績と比較して分析したところ、見積りと実績の間に差異が生じている項目が確認されたが、見積り数量の合理性を積極的に裏付ける根拠について確かめることはできず、当初見積りが妥当であったという心証は得られなかった。

【結果（意見）：銚子土木事務所】

予定価格が250万円に近似している工事案件については、工数等を恣意的に見積もることによって競争入札の実施を不当に回避するという事務が行われるリスクがあることから、工数の見積りに当たっては、客観的かつ合理的な根拠を明らかにしておくよう要望する。

6 道路受託及び県単道路改良（一般）合併工事（（仮称）三郷流山橋取付高架橋上部工その4）（主）越谷流山線

① 期跨ぎの工期変更契約の締結について（意見）

契約工期を変更し、期跨ぎの工期変更契約を締結するためには、県議会に期跨ぎとなることを申請し、承認を得ることが必要となる。

本件工事については、令和4年2月定例県議会における承認を待って、期跨ぎの工期変更契約を行う場合、工期変更契約締結が当初工期後となってしまう可能性があることから、一旦、県議会承認が不要な同年度末までを工期とする工期変更契約

を締結し、令和4年2月定例県議会で承認を得た後に、改めて、期跨ぎの工期変更契約を締結している。

しかしながら、本件工事は、令和3年10月1日から一部一時中止措置を講じていることから、令和3年12月定例県議会において、期跨ぎの工期変更を申請し、承認を得ることも可能であったと考える。

【結果（意見）：東葛飾土木事務所】

期跨ぎの工期変更契約締結を予定しながら、県議会承認前であることを理由に令和4年3月31日までの9日間だけ工期を延長する工期変更契約を締結し、県議会承認後、改めて、期跨ぎとなる令和4年3月31日後を工期とする工期変更契約を締結するという契約行為については、発注者（県（土木事務所））にとっても、受注者（契約の相手方）にとっても事務負担増（受注者にとっては印紙税負担増も）となることから、期跨ぎの工期変更が想定される場合には、12月定例県議会に期跨ぎの工期変更を申請し、承認を得るなど、変更契約締結回数を少なくし、事務負担を軽減することを要望する。

また、当初契約において、工期を、3月22日のような2月定例県議会の閉会日直後の日付ではなく、3月下旬の閉会日から変更契約を行う余裕のある日付とすることによって、期末日まで工期を延長する工期変更契約を行うことなく、2月定例県議会において期跨ぎの工期変更承認を得て、3月31日に期跨ぎとなる3月31日後を工期とする工期変更契約を締結することも可能となることから、期末日直前ではなく期末日を工期とするなど、変更契約締結回数を少なくできるような工期決定も検討し、事務負担を軽減することを要望する。

7 道路メンテナンス（トンネル）工事（天神峰トンネル補修工）（主）成田小見川鹿島港線 成田市天神峰

① 設計変更契約について（指摘）

県土整備部が令和3年1月に作成している「土木工事契約における設計変更等ガイドライン」によれば、「設計変更に伴う契約変更は、その都度行うことを原則とするが、変更見込み金額又は、これらの合計額が、請負金額の20パーセント以下の軽微な設計変更の場合には、工期末にまとめて行うことができるものとする。」と規定されている。

天神峰トンネル補修工については、設計変更が繰り返され、令和5年5月19日の時点で既に当初の請負金額から21パーセントの増額が見込まれ、最終的に設計変更に伴う請負金額は合計で2844万8200円の増額となっているが、県では、工期末に全ての設計変更を一度に反映させた建設工事請負変更契約書を令和5年7月4日付で締結している。

【結果：指摘（成田土木事務所）】

設計変更に伴う請負代金の合計額が20パーセントを超過していることが明らかであるにも関わらず、その後工期末まで契約変更を行わなかったことは、県の定めるガイドラインに違反しており、本来であれば変更金額が20パーセントを超過した時点で変更契約を実施すべきであった。今後は、県の定めるガイドラインに則った設計変更手続をとるよう要望する。

② トンネル台帳記載事項更新について（意見）

県土整備部が作成している最新のトンネル台帳記載の「その他付属機器」の「照明設備」について、「種類」ナトリウム灯と記載されているが、天神峰トンネルは、令和3年度の工事において、トンネル照明器具をナトリウム灯からLEDトンネル照明器具に変更している。

工事等によりトンネル台帳記載事項に変更が生じた場合は、すみやかに更新することが望ましいが、令和5年度の時点でも更新が行われていないことは、トンネル施設の管理上望ましくない状態である。

【結果（意見）：成田土木事務所】

トンネルの補修等の工事によりトンネル台帳記載事項に変更があった場合には、遅くとも工事完了時点で記載内容の更新を行うよう要望する。

8 県土整備部所管の公共事業に係る用地取得事務について

① 土地の収用手続における、検討会や推進会議の開催について（指摘）

千葉県では、土地収用手続に移行するに当たり、「県土整備部所管の公共事業に係る土地収用制度活用推進要綱」（以下「推進要綱」という。）の規定により、「県土整備部所管の公共事業で、重点的に進めることが必要と認められる事業」（活用案件）及び「活用案件のうち事業の完成目標時期等を考慮し、事業認定申請・裁決申請等の準備に着手することが適当な事業」（適用案件）に対しては、土地収用制度活用推進会議検討会（以下「検討会」という。）及び土地収用制度活用推進会議（以下「推進会議」という。）で審議することとなっている。

複数の土木事務所において、土地収用法に基づく収用又は使用の裁決申請手続きの検討の際に、「推進会議」に諮っていない事実が判明した。これは、「推進会議」を所掌している用地課が、平成30年7月の開催を最後に同会議を開催していないことが原因である。

【結果（指摘）：県土整備部用地課】

土地の収用手続きは、「推進要綱」において要請されている「検討会」や「推進会議」を開催し審議の結果に基づき適切に実施されたい。

② 収用手続の活用案件の要件である「重点施策」の事業課の判断基準のガイドラインについて（意見）

「推進会議」において、活用案件として判断はされなかったが、「土地取得率80%以上」または「用地幅杭打設完了から3年」という「候補案件」の要件を満たしているという事業課の判断のもと、平成30年7月の推進会議に「候補案件」として報告されていた案件があった。

しかし、平成30年7月実施の平成30年度第1回を最後に、「検討会」、「推進会議」が実施されておらず、検討すべき「用地取得難航案件に係る土地収用制度活用の適否に関すること。」について審議がなされていない。

【結果（意見）：県土整備部用地課】

「土地収用制度の活用対象事業等の取扱い」(1)の「重点施策」の決定は各事業課によりなされ、推進会議において活用案件を検討する際の判断基準となっているが、これに対する明確なガイドラインがないことにより、判断基準が恣意的な結果となる可能性がある。

活用案件の「重点施策」の判断基準や意思決定の過程を明確にし、「検討会」や「推進会議」で審査することを要望する。

③ 「候補案件」の選択の判断基準、審査資料、推進会議の審査について（意見）

千葉県を活用案件の要件「用地取得率 80%」の要件を満たしていない用地取得を含む監査対象の用地取得については、平成 30 年 7 月の推進会議で候補案件として報告されていたが、その判断に対する十分な資料が作成されていなかったことにより、詳細な審議ができなかった。

【結果（意見）：県土整備部用地課】

「候補案件」について、その選択の判断基準を始めとする審査資料を作成のうえ「推進会議」で審査することを要望する。

④ 「推進要綱」等に従った用地取得の進捗状況等の公表について（指摘）

「県土整備部所管の公共事業に係る用地取得の進捗状況等の公表要領」第 5 条 2 項では、「土地収用制度の活用対象事業等の取扱い(3)」の用地取得率 80%以上、「重点施策」として事業課が選択した案件について「推進会議」に諮ったうえで、用地課長は HP に公表すると規定されているが、平成 30 年 7 月の推進会議を最後に審議は行われていない。「推進会議」の審議及び決定がないことから、進捗状況等は公表されなかった。

【結果（指摘）：県土整備部用地課】

「推進要綱」等に従った用地取得の進捗状況等の公表は、県民への事業の進行管理に関する説明責任の観点から「推進会議」の審議に基づき適切に公表されたい。

⑤ 公表対象事業の要件である「重点施策」の事業課の判断基準について（意見）

公表対象事業の要件である「重点施策」の事業課の判断基準には明確なガイドラインがないことにより「重点施策」の判断が恣意的になる可能性がある。

【結果：意見（県土整備部用地課）】

「重点施策」の判断基準を作成のうえ意思決定の過程を明確にし、「検討会」や「推進会議」でその妥当性を審査することを要望する。

⑥ 土地売買契約書の作成時における収入印紙の負担関係について（意見）

地権者作成の土地売買契約書に貼付されている収入印紙の代金を千葉県が負担していたことが確認できた。この理由は、用地事務取扱規程第 21 条第 2 項の契約書書式に基づいて作成した土地売買契約書第 11 条に千葉県が負担することが明記されており、これを遵守しているためであった。

しかしながら、当該契約書書式以外では、その根拠が確認できない。

問題となっているのは、土地契約書を県と地権者が締結する際に、契約書は 2 部作成するが、県が作成する契約書には印紙税法第 5 条により不要であることより相手方が作成する契約書の印紙を敢えて県が負担していることになり、実質土地の売買代金に含まれていることになると解される点である。前提として「印紙を負担してはいけない」との規定はないものの、一方で負担するための適正手続がとられていることが必要となる。

現状は、用地事務取扱規程第 21 条で規定されている契約金額算定調書等には収入印紙の負担関係についての記載はなく、適正手続が取られているとは言えない。

【結果（意見）：銚子土木事務所、東葛飾土木事務所、成田土木事務所】

土地売買契約書の作成時に、県が地権者の収入印紙を負担する際には、用地事務

取扱規程第21条で規定されている契約金額算定調書等に収入印紙の負担関係について記載し承認を得る等の適正手続がとられることを要望する。

9 千葉市美浜区真砂4丁目2番地先配水管整備工事

① 再委託先に対する反社会的勢力への該当の有無の検討について（意見）

千葉県企業局が建設工事を発注する際に受注者と取り交わす建設工事請負契約書（以下、本項目において、「契約書」という。）では、受注者に加え、下請事業者についても、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、この項目において、「反社会的勢力」という。）に該当する場合、契約を解除することができる」と定めている。

その点について、千葉水道事務所に確認したところ、下請業者から反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書を入手している相手先と入手していない相手先があることが分かった。

元請業者が確認しているとはいえ、千葉水道事務所においても下請業者が反社会的勢力かどうかを事前に確認することが反社会的勢力を排除する上で有用であると考える。

【結果（意見）：千葉水道事務所、管理部経理課】

契約書において、反社会的勢力に関する解除要件を定めている以上、解除要件に該当しないかどうか、県においても確認することを要望する。

② 未完成工事報告書の後閲処理について（意見）

千葉水道事務所では、年度末において未完成となった建設工事について、未完成工事報告書を作成することとなっている。

本工事における未完成工事報告書を閲覧した際、担当者が書類内容を確認したことを証する押印がなく、後閲の文言を使用し、上長に回付している報告書があった。

後閲の明確な基準は無いものの、書類に記載されている決裁ルートにいる者は決裁の過程で承認するものであり、やむを得ず後閲とする場合は、後閲としている以上、決裁後に閲覧してもらう必要があるものとする。

【結果（意見）：千葉水道事務所】

未完成工事報告書においては、後閲となっているものがあつた際には、決裁後であつたとしても担当者に回付し、全ての関係者の供覧が完了しているような状態にするとともに、千葉水道事務所では、書類保管をする際に、形式的な不備も含め書類に不備が無いかを確認した上で、保管することを要望する。

③ 請負工事設計変更施行伺の後閲処理について（意見）

千葉水道事務所では、工事の設計変更を行うに当たり、請負工事設計変更施工伺により、所定の決裁を受ける必要がある。

本工事における請負工事設計変更施工伺を閲覧した際、担当者が書類内容を確認したことを証する押印がなく、後閲の文言を使用し、上長に回付している請負工事設計変更執行伺があつた。

後閲の明確な基準は無いものの、書類に記載されている決裁ルートにいる者は決裁の過程で承認するものであり、やむを得ず後閲とする場合は、後閲としている以上、決裁後に閲覧してもらう必要があるものとする。

【結果（意見）：千葉水道事務所】

請負工事設計変更施工伺においては、後閲となっているものがあつた際には、決裁後であつたとしても担当者に回付し、全ての関係者の供覧が完了しているような状態にするとともに、千葉水道事務所では、書類保管をする際に、形式的な不備も含め書類に不備が無いかを確認した上で、保管することを要望する。

10 千葉市美浜区高洲4丁目5番地先配水管整備工事

① 未完成工事報告書の後閲処理について（意見）

千葉水道事務所では、年度末において未完成となつた建設工事について、未完成工事報告書を作成することとなっている。

本工事における未完成工事報告書を閲覧した際、担当者が書類内容を確認したことを証する押印がなく、後閲の文言を使用し、上長に回付している報告書があつた。

後閲の明確な基準は無いものの、書類に記載されている決裁ルートにいる者は決裁の過程で承認するものであり、やむを得ず後閲とする場合は、後閲としている以上、決裁後に閲覧してもらう必要があるものとする。

【結果（意見）：千葉水道事務所】

未完成工事報告書においては、後閲となっているものがあつた際には、決裁後であつたとしても担当者に回付し、全ての関係者の供覧が完了しているような状態にするとともに、千葉水道事務所では、書類保管をする際に、形式的な不備も含め書類に不備が無いかを確認した上で、書類を保管することを要望する。

② 再委託先に対する反社会的勢力への該当の有無の検討について（意見）

千葉県企業局が建設工事を発注する際に受注者と取り交わす建設工事請負契約書（以下、本項目において、「契約書」という。）では、受注者に加え、下請業者についても、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、この項目において、「反社会的勢力」という。）に該当する場合、契約を解除することができることと定めている。

その点について、千葉水道事務所に確認したところ、下請業者から反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書を入手していないことが分かつた。

元請業者が確認しているとはいえ、千葉水道事務所においても下請業者が反社会的勢力かどうかを事前に確認することが反社会的勢力を排除する上で有用であるとする。

【結果（意見）：千葉水道事務所、管理部経理課】

契約書において、反社会的勢力に関する解除要件を定めている以上、解除要件に該当しないかどうか、県においても確認することを要望する。

③ 工事完成報告書における押印漏れについて（意見）

千葉水道事務所では、工事が完成した場合は、工事完成報告書を作成することとなっている。

本工事における工事完成報告書を閲覧した際、回付先の1つである総務課長が確認したことを証する押印がない報告書があつた。

後閲の明確な基準は無いものの、書類に記載されている決裁ルートにいる者は決裁の過程で承認するものであり、やむを得ず後閲とする場合は、後閲としている以上、決裁後に閲覧してもらう必要があるものとする。

【結果（意見）：千葉水道事務所】

工事完成報告書においては、後閲となっているものがあつた際には、決裁後であつたとしても担当者に回付し、全ての関係者の供覧が完了しているような状態にするとともに千葉水道事務所では、書類保管をする際に、形式的な不備も含め書類に不備が無いかを確認した上で、保管することを要望する。

④ 契約書に添付する設計書の日付について（意見）

千葉水道事務所は、設計業務委託先と契約するに当たり土木設計等業務委託契約書（以下、本項において「契約書」という。）を締結する。

契約書には、契約書本体のほか、データ保護及び管理に関する特記仕様書、千葉水道事務所が鋳鉄管を布設替える配水管整備工事の設計業務を委託する際に作成した設計書（押印のないもの）、小口径配水管布設工事設計業務委託特記仕様書、小口径配水管布設工事設計業務委託仕様書を添付している。

千葉水道事務所が配水管整備工事の設計業務を委託する際に作成した設計書において、決裁されていた設計書の提出年月日と契約書に添付している設計書（押印のないもの）の提出年月日が相違していることを発見した。

回付した際の設計書及び契約書に添付している設計書が相違している場合には、千葉水道事務所内で合意された内容と誤ったもので契約書が締結される可能性がある点で問題があると考ええる。

【結果（意見）：千葉水道事務所】

千葉水道事務所では、契約書に設計書を添付する際には、決裁時に回付された設計書が一致しているか千葉水道事務所内で確認することを要望する。

⑤ 設計業務委託金額の按分について（指摘：1件、意見：1件）

複数工事に係る設計委託は、単体の工事番号で管理しており、完成した際には、各工事へ按分は行われず、複数工事の内の一つの工事に金額をまとめて登録していることが分かった。

さらに、複数工事の設計委託を一つの工事にまとめて登録する方法は、各所属が最初に完成した工事又は最後に完成した工事にまとめるかを判断して登録していることが分かった。なお、千葉水道事務所の場合、複数工事全てが完成するまでにある程度の期間を要することから、長期間経過による建設仮勘定の振替漏れを防止する為、最初に完成した工事にまとめて金額を登録していた。

本工事を基に考えると、他工事の設計額が配賦されていることは、本来、本工事が負担すべきでない金額まで配賦されている。つまり、千葉水道事務所は、複数工事に係る設計委託であっても、各工事へ按分は行われず、複数工事の内の一つの工事に金額をまとめて登録していることは、問題であると考ええる。

また、複数工事の設計委託を一つの工事にまとめて登録する方法が、各所属に委ねて判断しており、企業局内において処理が統一されていない点で、会計処理に統一性がないことから問題であると考ええる。

【結果（指摘）：千葉水道事務所、管理部経理課】

複数工事に係る設計委託の場合は設計額を、適切な方法で按分した上で、各工事に配賦されたい。

【結果（意見）：管理部経理課】

企業局内における各所属において、複数工事に係る設計委託に要した費用を配賦

する方法を統一することを要望する。

1 1 千葉市美浜区豊砂5番地先配水管整備工事

① 再委託先に対する反社会的勢力への該当の有無の検討について（意見）

千葉県企業局が建設工事を発注する際に受注者と取り交わす建設工事請負契約書（以下、本項目において、「契約書」という。）では、受注者に加え、下請業者についても、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、この項目において、「反社会的勢力」という。）に該当する場合、契約を解除することができる」と定めている。

その点について、千葉水道事務所に確認したところ、下請業者から反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書を入手していないことが分かった。

元請業者が確認しているとはいえ、千葉水道事務所においても下請業者が反社会的勢力かどうかを事前に確認することが反社会的勢力を排除する上で有用であると考える。

【結果（意見）：千葉水道事務所、管理部経理課】

契約書において、反社会的勢力に関する解除要件を定めている以上、解除要件に該当しないかどうか、県においても確認することを要望する。

② 設計業務委託金額の按分について（指摘：1件、意見：1件）

複数工事に係る設計委託は、単体の工事番号で管理しており、完成した際には、各工事へ按分は行われず、複数工事の内の一つの工事に金額をまとめて登録していることが分かった。

さらに、複数工事の設計委託を一つの工事にまとめて登録する方法は、各所属が最初に完成した工事又は最後に完成した工事にまとめるかを判断して登録していることが分かった。なお、千葉水道事務所の場合、複数工事全てが完成するまでにある程度の期間を要することから、長期間経過による建設仮勘定の振替漏れを防止する為、最初に完成した工事にまとめて金額を登録していた。

本工事を基に考えると、他工事の設計額が配賦されていることは、本来、本工事が負担すべきでない金額まで配賦されている。つまり、千葉水道事務所は、複数工事に係る設計委託であっても、各工事へ按分は行われず、複数工事の内の一つの工事に金額をまとめて登録していることは、問題であると考ええる。

また、複数工事の設計委託を一つの工事にまとめて登録する方法が、各所属に委ねて判断しており、企業局内において処理が統一されていない点で、会計処理に統一性がないことから問題であると考ええる。

【結果（指摘）：千葉水道事務所、管理部経理課】

複数工事に係る設計委託の場合は設計額を、適切な方法で按分した上で、各工事に配賦されたい。

【結果（意見）：管理部経理課】

企業局内における各所属において、複数工事に係る設計委託に要した費用を配賦する方法を統一することを要望する。

③ 設計業務の工事延期伺の後関処理について（意見）

千葉水道事務所では、工期の延長に当たり、工事延期伺により、所定の決裁を受ける必要がある。

工事の延期伺いを閲覧した際に、工事延期伺いにおいて、総務課長の押印が漏れていた。

後閲の明確な基準は無いものの、書類に記載されている決裁ルートにいる者は決裁の過程で承認するものであり、やむを得ず後閲とする場合は、後閲としている以上、決裁後に閲覧してもらう必要があるものとする。

【結果（意見）：千葉水道事務所】

工事延期伺いにおいては、担当者の後閲となっているものがあつた際には、決裁後であつたとしても担当者に回付し、全ての関係者の供覧が完了しているような状態にするとともに、千葉水道事務所では、書類保管をする際に、担当者の押印が無いかなど、形式的な不備も含め書類に不備が無いかを確認した上で、書類を保管することを要望する。

1.2 千葉市中央区中央港1丁目23番地先配水管整備工事

① 再委託先に対する反社会的勢力への該当の有無の検討について（意見）

千葉県企業局が建設工事を発注する際に受注者と取り交わす建設工事請負契約書（以下、本項目において、「契約書」という。）では、受注者に加え、下請業者についても、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、この項目において、「反社会的勢力」という。）に該当する場合、契約を解除することができることと定めている。

この点、下請業者選定通知書及びこれらに関する書類を閲覧した際に、令和4年度において、元請業者が下請業者と締結した契約は無かったが、特段、下請業者から反社会的勢力ではないこと等に関する誓約書等を入手していなかった。

そのため、元請業者が口頭で下請業者に対して、反社会的勢力でないかどうかの確認をしていたとしても、下請業者が反社会的勢力でないことを千葉水道事務所が確認していない点は、千葉水道事務所において、下請業者へのモニタリングが十分でないとする。さらに、元請業者が確認しているとはいえ、千葉水道事務所においても下請業者が反社会的勢力かどうかを事前に確認することが反社会的勢力を排除する上で有用であるとする。

【結果（意見）：千葉水道事務所、管理部経理課】

契約書において、反社会的勢力に関する解除要件を定めている以上、解除要件に該当しないかどうか、県においても確認することを要望する。

② 設計業務委託金額の按分について（指摘：1件、意見：1件）

複数工事に係る設計委託は、単体の工事番号で管理しており、完成した際には、各工事へ按分は行われず、複数工事の内の一つの工事に金額をまとめて登録していることが分かった。

さらに、複数工事の設計委託を一つの工事にまとめて登録する方法は、各所属が最初に完成した工事又は最後に完成した工事にまとめるかを判断して登録していることが分かった。なお、千葉水道事務所の場合、複数工事全てが完成するまでにある程度の期間を要することから、長期間経過による建設仮勘定の振替漏れを防止する為、最初に完成した工事にまとめて金額を登録していた。

本工事を基に考えると、他工事の設計額が配賦されていることは、本来、本工事が負担すべきでない金額まで配賦されている。つまり、千葉水道事務所は、複数工

事に係る設計委託であっても、各工事へ按分は行われず、複数工事の内の一つの工事に金額をまとめて登録していることは、問題であるとする。

また、複数工事の設計委託を一つの工事にまとめて登録する方法が、各所属に判断を委ねており、企業局内において処理が統一されていない点で、会計処理に統一性がないことから問題であるとする。

【結果（指摘）：千葉水道事務所、管理部経理課】

複数工事に係る設計委託の場合は設計額を、適切な方法で按分した上で、各工事に配賦されたい。

【結果（意見）：管理部経理課】

企業局内における各所属において、複数工事に係る設計委託に要した費用を配賦する方法を統一することを要望する。

1.3 柏井浄水場・ちば野菊の里浄水場

① 一者応札の工事について（意見）

今回監査対象とした施設整備センターの対象工事 8 件のうち 6 件は応札した業者が 1 者であった。

千葉県では、公共工事の入札及び契約の過程並びに契約の内容について透明性を高めるとともに、公正な競争を促進するための事項について調査審議するため、千葉県入札監視委員会を運営されており、企業局もその対象である。

また、発注に当たって、個別の案件ごとに資格要件を設定し、20 者以上の業者が入札に参加できるようにしているほか、契約条件の設定に当たり、近年の社会情勢を考慮し、製造業者に機器の納期を確認した上で、適正工期を設定するよう見直しを実施しているとのことである。

しかし、それでもなお応札した業者が 1 者となる工事が多い結果となつては、対策が有効なものか疑問であるし、ひいては公正な競争環境にあるのか疑念を抱かれかねない。

【結果（意見）：施設整備センター】

一般競争入札の案件であることから、応札していない業者にヒアリングをすることは困難であるとのことだが、可能な限り多くの業者が入札に参加できるよう検討し、より有効な対策となるようさらに工夫いただくことを要望する。

② 固定資産の計上単位について（意見）

固定資産の計上においては、管理部経理課からの指示により、「本来の効用をあげうる単位」を基準として、細分化された各固定資産を一定程度まとめて計上している。

しかし、固定資産振替内訳書（又は固定資産取得額計算書）を閲覧したところ、固定資産の計上単位を集約ないし適宜分割されているが、案件によって基準にばらつきが生じているように見受けられる。

同じ固定資産でもまとめ方により償却年数にばらつきが生じる可能性があり、適正な減価償却費を算定できないほか、事後的に資産の状況把握や他団体との比較可能性を確保することができなくなる可能性がある。

【結果（意見）：管理部経理課】

担当者による処理のばらつきを防止するため、固定資産の計上単位の判断基準の

具体化を要望する。

「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」（総務省）32 項において、固定資産台帳は、単に財務書類の補助簿としてのみならず、資産管理に役立つものでなければならないとされている。そのためにも、記載単位としては、①現物との照合が可能な単位であること、②取替や更新を行う単位であること、という2つの原則に照らして判断し、記載することが適当であるとされている。

これを踏まえて「千葉県営水道事業長期施設整備方針」「千葉県工業用水道事業施設更新・耐震化長期計画」等を考慮の上、事務処理基準の検討を要望する。

1 4 南八幡浄水場 3・4 号沈殿池設備更新工事 市川市南八幡 2-23-1

① 建設廃棄物処理業者について（指摘）

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 13 条に基づく書面（建築物以外のもにに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）の場合）」における施設の名称は「KA 社」であるが、「建設副産物に関する特記仕様書」における処分先は「NK 社」となっており、書面ごとに契約先が異なっている。

最終的には、現場施工前の令和 2 年 11 月 27 日に受注者から提出された施工計画書の中で、処分先は「STK 社」との申し出があり、実際の処分先は変更となっていた。

契約書で発注者が指定する廃棄物処分先について、受注者の事情により変更を行う場合には、受発注者間で書面による協議をする必要があるが、その書面が残されていなかった。

【結果（指摘）：葛南工業用水道事務所】

契約書で発注者が指定する廃棄物処分先について、受注者の事情により変更を行う場合には、受発注者間で書面による協議をし、書面を残すという適正な処理を行うように要望する。

② 一者応札の工事について（意見）

「一般競争入札参加資格要件等設定資料」では、「見込業者数」は「20 者以上」となっているが、「別記第 5 様式その 1（単独発注） 一般競争入札参加資格確認書議案第 12 号」では、「※本件は、特別な事情があるため、入札参加者が一者である場合でも入札を執行する。」との記載があり、「開札結果」では応札した会社は一者しかなかった。

ここでいう「入札参加者が一者である場合でも入札を執行する」特別な事情は、「案件が既存設備の更新というものであり、過去の類似工事例から（施工能力のある事業者は多くおりますが）入札参加者が相当少数であることが予測される」からということであった。

【結果（意見）：葛南工業用水道事務所】

入札前から、応札者が一者の場合でも入札を執行する、として募集をし、結果として一者応札となっており、入札前に、一者入札となっても不成立とはしない、という判断をするにあたっては、可能な限り多くの業者が入札に参加できるよう、個別の事業の事情に応じた検討をすることが望ましいと考える。

15 企業局工業用水道事業における固定資産台帳の管理方法

① 固定資産台帳へのデータ入力について(意見)

企業局工業用水道事業では、現物管理をする部署が、関係工事の設計書や契約書等を基に「精算書」を表計算ソフトで作成したものを管理部経理課に提出し、経理課にて「精算書」の内容をチェック後、経理課が固定資産台帳システムにデータ入力を行っているため、データ入力者とデータチェック者が同一となっており、牽制機能が働いているとはいえない状況にある。

【結果(意見)：管理部経理課】

現物管理をしている各事務所ではなく、各事務所から収集したデータを基にデータ入力、データ入力チェックを経理課が行う運用は、経理課の負担が大きく、入力データの信頼性が脆弱となる可能性があるため、データ入力と入力チェックを行う部署を分けることを要望する。

16 工事等の債務負担行為に係る伝票処理(工業用水部)

① 工事等の債務負担行為に係る伝票処理について(指摘)

令和3年5月27日付で管理部経理課長から発出されている企管経第332号「工事等の債務負担行為に係る伝票処理について(通知)」において、「令和4年度以降に契約を締結する債務負担行為に係る支出予算については、当該年度の支払限度額ではなく出来高予定額で予算要求」することとなっていた。同通知には設例が記載されていたが、当該設例を仮払消費税等の観点で集計すると、完成前の年度における未払金に対応する建設仮勘定計上額は仮払消費税等の金額だけ過大に計上されている、逆に言うと、仮払消費税等が計上されていないことがわかった。

この設例は修繕工事ということであるが、固定資産取得に係る工事であっても同じ事務処理となっている。

【結果(指摘)：管理部経理課】

建設仮勘定に計上する金額は仮払消費税等の金額を控除した金額を計上する必要がある。